

## 第6章 計画の推進・進行管理



### 1 計画の推進体制

#### (1) 現状と課題

##### 計画前期における施策の方向性及び現状と課題

##### 施策の方向性

専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として「西東京市環境審議会」を設置するとともに、重点プロジェクトごとに市民・関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、重点プロジェクト全体の取組状況を把握するための「推進協議会」の設置にも取組みます。また、行政内部の推進組織として「庁内推進委員会」を設置します。

##### 現 状

環境審議会は、「環境学習を支え推進するための基本的な考え方について」等を市長に答申したほか、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけて毎年作成している「西東京市環境白書」により、市全体の取り組みを評価しています。

推進協議会については、現在設置されていませんが、推進組織については、前期計画の重点プロジェクト2及び5を推進するため環境保全活動等推進員を設置し、「環境フェスティバル」「地球温暖化シンポジウム」の開催や市立小学校における「緑のカーテン」等の重点プロジェクトの推進に取り組んでいます。また、前期計画の重点プロジェクト1及び3については、公園等管理協力会員や廃棄物等減量推進員を活用して推進しています。

庁内推進委員会については、環境基本計画について検討し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「西東京市環境基本計画策定職員プロジェクトチーム」を設置しています。

##### 課 題

- ◆推進協議会の設置
- ◆重点プロジェクトごとの推進組織の設置

## (2) 今後の方向性

### 計画後期の取り組み

#### ◆ 環境審議会

現行のまま、専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として位置づけます。また、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけられる「西東京市環境白書」により、環境保全の取り組みを評価します。

#### ◆ 推進組織、推進協議会

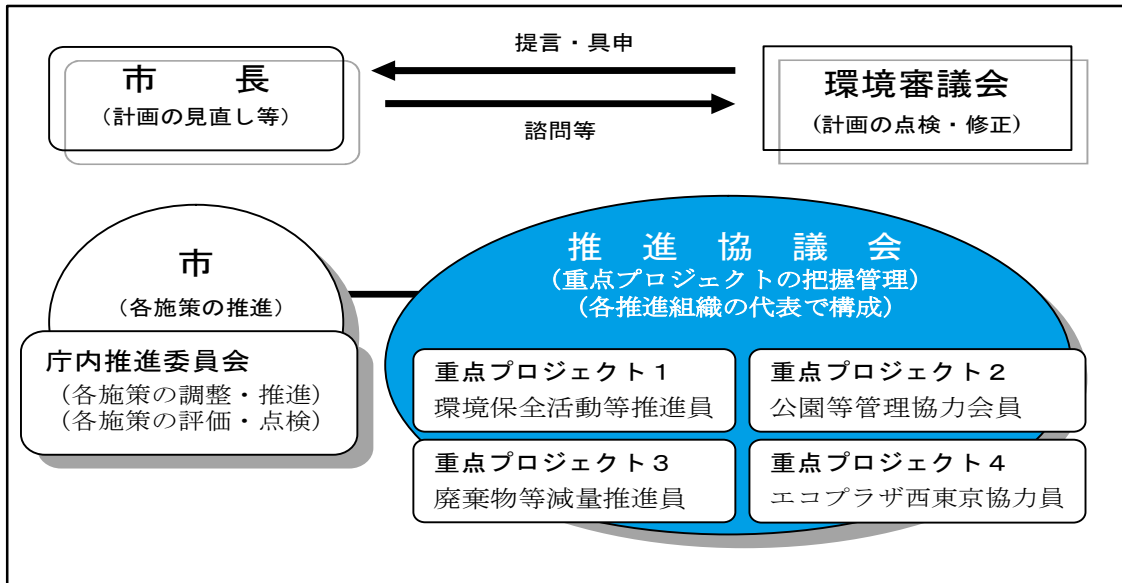
エコプラザ西東京の施設運営や環境学習事業を推進するため、エコプラザ西東京協力員が設置され、重点プロジェクト4を推進する体制が整いました。そのため、重点プロジェクト1から3については、現在活用している推進組織を重点プロジェクトごとに位置づけ、各推進組織がそれぞれの重点プロジェクトに専念し着実に推進する必要があります。推進協議会については、重点プロジェクト全体の進捗状況を一元的に把握・管理し、各推進組織の連携を深めるためにも、各推進組織の代表等で構成される推進協議会の設置について今後検討を進め、早期に設置する必要があります。

#### ◆ 庁内推進委員会

階層的に広がりを見せる地域の環境問題と深刻化する地球環境問題に優先的に取り組むため、環境に係る施策を調整し、積極的に推進するとともに、計画の進捗状況を把握し、評価・点検した上で、その後の方向性を検討する組織を設置する必要があります。設置に当たっては、地域全体の環境保全施策と庁内の環境配慮行動を一体的に管理できる仕組みを検討する必要があります。

重点プロジェクト		推進組織
重点1	CO <sub>2</sub> を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう	環境保全活動等推進員
重点2	みどりに囲まれて豊かに過ごそう	公園等管理協力会員
重点3	ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう	廃棄物等減量推進員
重点4	環境の大切さを学び、環境をよくする活動に率先して取り組もう	エコプラザ西東京協力員

図7 見直した体制



## 2 進行管理の手法

### (1) 現状と課題

#### 計画前期における施策の方向性及び現状と課題

##### 施策の方向性

市民や事業者の取り組みに関しては、推進協議会が中心となって、進捗状況の把握と点検・評価を行います。市の施策に関しては、環境マネジメントシステムにより、取り組みの実効性を確保します。

また、点検・評価に必要な目標・指標を用いるとともに、取り組み状況を点検・評価した「西東京市環境白書」を毎年作成・公表して意見を募集するなど、幅広い市民の参加を得ながら、計画の進行管理を進めます。

##### 現 状

市民や事業者の取り組みに関して進捗状況の把握と点検・評価を行う推進協議会は、設置されていません。市の施策に関しては、一部の公共施設に平成 15 年に認証を取得した ISO14001 による環境マネジメントシステムによって進行管理を行っています。

また、可能な限り目標・指標を用い、環境審議会が取り組み状況を点検・評価した「環境白書」を毎年作成し、公表して意見の募集を行っています。

##### 課 題

- ◆推進協議会による重点プロジェクトの点検・評価
- ◆環境マネジメントシステム適用範囲をすべての公共施設に拡大する必要がある。
- ◆わかりやすい環境白書の作成

### (2) 今後の方向性

#### 計画後期の取り組み

推進協議会を早期に設置し、位置づけ及び構成を見直した庁内推進組織と連携して、PDCA サイクルにより進捗状況の把握と点検・評価に努める必要があります。

環境マネジメントシステムの適用範囲については、全ての事務・事業、全ての施設に範囲を拡大します。

また、毎年作成し公表する「環境白書」については、目標・指標、図や写真なども活用するほか、取り組みに対する評価コメントを記載するなど、よりわかりやすい内容に見直す必要があります。

図8 PDCA サイクルによる進行管理

